

## ウィーン大学におけるシュタイン講義

### Die Vorlesungen Lorenz von Steins in Wien

柴田隆行  
Takayuki SHIBATA

#### はじめに

〈社会学としての国家学〉の確立を目指したシュタインが、1855年3月22日のウィーン大学法学国家学部正教授就任から1887年2月23日の定年退職までのあいだにどのような講義活動をしたかを瞥見し、シュタインの国家学体系が当時どのような学問的な位置を占めていたかを探るのが本稿の目標である。

ローレンツ・フォン・シュタインは、キール大学在勤中、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン公国の独立運動に積極的に関わるほか、パリ留学中に学び知った「社会問題」や「社会運動」、要するに「社会」という概念をもとに平等原理やプロレタリアート発生の原因、さらには社会主義と共産主義について研究したが、1848年革命を前後して、「社会」の諸問題は最終的に国家によって解決されるべきであるという考えに至った<sup>(1)</sup>。そうした考えを学問的にまとめたものが1852年公刊の『国家学体系 (System der Staatswissenschaften)』であるはずであったが、第1巻を公刊したのち、シュタインは大学を追放され本書執筆の中断を余儀なくされた。1855年にウィーン大学に職を得て1856年に第2巻「社会理論 (Die Gesellschaftslehre)」を公刊するが、続巻は書かれずに終わった。そのあとに書かれた主たる著作は『国民経済学教本 (Lehrbuch der Volkswirtschaft, 1858)』『財政学教本 (Lehrbuch der Finanzwissenschaft, 1860)』『行政理論 全5巻 (Die Verwaltungslehre, 1865-68)』『行政理論ハンドブック (Handbuch der Verwaltungslehre, 1870)』『ドイツにおける法学と国家学の現在と未来 (Die Gegenwart und Zukunft der Rechts- und Staatswissenschaft in Deutschland, 1876)』などである。だが、これは彼の関心が移ったのではなく、シュタインの国家学体系のさらなる展開と見なすことができる。というのも、シュタインは1858年に公刊した『国民経済学教本』でつぎのように述べているからである。すなわち、「人格的な生活が国家生活として表現され実現される概念と法則の説明と叙述が国家学を形成する」が、その内容は、国民生活での財貨形態を

明らかにする国民経済理論と、人間社会での精神的財貨の分配と支配被支配の区別を明らかにする社会理論と、憲政と行政での人格的生活を明らかにする国家理論 (Staatslehre) の 3 つに分けられる、と。この考えは、1852 年の『国家学体系』第 1 巻でも、統計学と人口学を含む一般部門のあとに、特殊部門として財貨理論と社会理論と本来の国家学をその体系の構成要素としていることからわかる。こうしたシュタインの国家学体系が、ウィーン大学でのシュタインの講義活動にどのように関わり、また、他の諸学問諸学科のなかでそれはどのような位置を占めるかを明らかにしたい。

最初にシュタインの講義活動を年表的に列挙し、次いで、シュタイン講義の特徴を理解するために、同時代の学部の科目構成等を比較参照する。シュタインの講義は、ときに「法螺吹き学者」と評されるほどに弁舌豊かであったと言われる<sup>(2)</sup>。そのためもあってか、就任半年後の 1856 年夏学期の「国家学入門」の履修登録者は 29 名、「財政学」は 74 名であったが、翌 1856/57 年冬学期の「国民経済学」では 152 名、「行政理論の根本特徴」では 49 名と倍増し、さらに、シュタイン評価が固まった晩年の 1884 年夏学期には「国民経済学」の履修登録者は 263 名、「行政学」は 240 名を数え<sup>(3)</sup>、現代のマスプロ大学なみである。もっとも、1884 年夏学期のウィーン大学法学部の正規登録学生は 1877 名、員外学生 20 名で、合計 1897 名もいるから、むしろ現在の日本の大学以上の人数である。したがって、シュタイン講義の履修登録者が 200 名を越えても不思議ではない。かつてシュタインが 1843/44 年冬学期にキール大学でおこなった「一般ドイツ国法」の聴講者は 12 名、1844 年のキール大学の全学生数が 200 名弱、そのうち法学部生は 76 名である<sup>(4)</sup>から、19 世紀末のウィーンの大学生数の多さはやはり異常と言わざるをえない。

## 1 シュタインの講義科目

1855/56 年冬学期

「国民経済学 (National-Oekonomie)」毎日午前 8 時～9 時、第 4 講堂。

「財政学 (Finanzwissenschaft)」月・火・水・金曜日午後 3 時～4 時、第 4 講堂。

1856 年夏学期

「国家学入門——国家学百科 (Encyklopädie der Staatswissenschaften)」月曜日から木曜日までの 12 時～1 時、第 5 講堂。

「財政学」月曜日から金曜日までの午前 11 時～12 時、第 6 講堂。

1856/57 年冬学期

「国民経済学」月曜日から金曜日までの午前 11 時～12 時、第 5 講堂。

「行政理論の根本特徴」月曜日から木曜日までの昼 12 時～1 時、第 1 講堂。

1857 年夏学期

「国家学百科」月曜日から木曜日までの午前 12 時～1 時、第 1 講堂。

「財政学」月曜日から金曜日までの午前11時～12時、第1講堂。

1857/58年冬学期

「行政理論の根本特徴」月曜日から金曜日までの午前12時～1時、第1講堂。

「国民経済学」月・火・水・金・土曜日午前11時～12時、第1講堂。

1858年夏学期

「財政学」月・火・水・金曜日午前11時～12時、第1講堂。

「国家学百科」月・火・水・金曜日昼12時～1時、第1講堂。

1858/59年冬学期

「国民経済学」月・火・水・金・土曜日午前11時～12時、第1講堂。

「法学と国民経済学との関係」木曜日昼12時～1時、第1講堂。無料。

「行政理論 (Verwaltungslehre)」月・火・水・金曜日昼12時～1時、第1講堂。

1859年夏学期

「財政学」月・火・水・金・土曜日午前11時～12時、第1講堂。

「国家学百科」月・火・水・金・土曜日昼12時～1時、第1講堂。

1859/60年冬学期

「行政理論」月・火・水・金曜日昼12時～1時、第2講堂。

「国民経済学」月・火・水・金・土曜日午前11時～12時、第2講堂。

1860年夏学期

「国民経済学に基づく法哲学」月曜日から水曜日昼12時～1時、第2講堂。

「財政学」月・火・水・金・土曜日午前11時～12時、第2講堂。

1860/61年冬学期

「行政理論」月・火・水・金曜日昼12時～1時、第2講堂。

「国民経済学」月・火・水・金・土曜日昼11時～12時、第2講堂。

1861年夏学期

「国民経済学に基づく法哲学」月・火・水・金・土曜日昼12時～1時、第2講堂。

「財政学」月・火・水・金・土曜日午前11時～12時、第2講堂。

1861/62年冬学期

「国民経済学」火・水・金・土曜日午前11時～12時、第2講堂。

「行政理論」月・火・水・金曜日午前12時～1時、第2講堂。

1862年夏学期

「法哲学」月・火・水・金曜日昼12時～1時、第2講堂。

「財政学」月・火・水・金・土曜日午前11時～12時、第2講堂。

「国家学史」土曜日昼12時～1時、第2講堂、公開講義。

1862/63年冬学期

「国民経済学」月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 4 講堂。

「行政理論」月・火・水・金曜日昼 12 時～1 時、第 2 講堂。

1863 年夏学期

「法哲学」月・火・水・金曜日昼 12 時～1 時、第 2 講堂。

「財政学」月・火・水・金・土曜日午前 11 時～12 時、第 2 講堂。

1863/64 年冬学期

「国民経済学」月・火・水・金・土曜日午前 11 時～12 時、第 4 講堂。

「行政理論」月・火・水・金曜日昼 12 時～1 時、第 2 講堂。

「法哲学史」土曜日昼 12 時～1 時、第 1 講堂。

1864 年夏学期

「法哲学」月・火・水・金曜日昼 12 時～1 時、第 1 講堂。

「財政学」月・火・水・金・土曜日午前 11 時～12 時、第 6 講堂。

1864/65 年冬学期

「国民経済学」月・火・水・金・土曜日午前 11 時～12 時、第 2 講堂。

「行政理論」月・火・水・金曜日昼 12 時～1 時、第 2 講堂。

1865 年夏学期

「法哲学」月・火・水・金・土曜日昼 12 時～1 時、第 1 講堂。

「財政学」月・火・水・金・土曜日午前 11 時～12 時、第 1 講堂。

1865/66 年冬学期

「国民経済学」月・火・水・金・土曜日午前 11 時～12 時、第 2 講堂。

「行政理論」火・水・金曜日昼 12 時～1 時、第 2 講堂。

1866 年夏学期

「法哲学」月・火・水・金曜日昼 12 時～1 時、第 2 講堂。

「財政学」月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 2 講堂。

1866/67 年冬学期

「国民経済学」月・火・水・金・土曜日昼 12 時～1 時、第 2 講堂。

「行政理論」月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 2 講堂。

1867 年夏学期

「法哲学」月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 2 講堂。

「財政学」月・火・水・金曜日昼 12 時～1 時、第 2 講堂。

1867/68 年冬学期

「国民経済学」木曜日を除く毎日昼 12 時～1 時、第 2 講堂。

「行政理論」月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 2 講堂。

1868 年夏学期

「法哲学」月・火・水・金曜日午前11時～12時、第2講堂。

「財政学」週5時間、昼12時～1時、第2講堂。

1868/69年冬学期

「行政法」月・火・水・金曜日午前11時～12時、第2講堂。

「国民経済学」週5時間、午前12時～1時、第2講堂。

1869年夏学期

「法哲学」月・水・金・土曜日午前11時～12時、第2講堂。

「財政学」週5時間、午前12時～1時、第2講堂。

1869/70年冬学期

「行政理論」週4時間、即ち月・火・水・金曜日午前11時～12時、第2講堂。

「国民経済学」週5時間、昼12時～1時、第2講堂。

1870年夏学期

「法哲学」月・火・水・金曜日午前11時～12時、第2講堂。

「財政学」週5時間、昼12時～1時、第2講堂。

「行政理論の一部」木曜日12時～1時、第2講堂、公開講義。

1870/71年冬学期

「行政理論」週4時間、即ち月・火・水・金曜日午前11時～12時、第2講堂。

「国民経済学」週5時間、昼12時～1時、第2講堂。

1871年夏学期

「法哲学」週5時間、午前11時～12時、第2講堂。

「財政学」週5時間、昼12時～1時、第2講堂。

1871/72年冬学期

「行政理論」週4時間、即ち月・火・水・金曜日午前11時～12時、第2講堂。

「国民経済学」週5時間、昼12時～1時、第2講堂。

1872年夏学期

「法哲学」週4時間、即ち月・水・金・土曜日午前11時～12時、第2講堂。

「財政学」週5時間、昼12時～1時、第2講堂。

1872/73年冬学期

「行政理論」週4時間、即ち月・火・水・金曜日午前11時～12時、第2講堂。

「国民経済学」週5時間、昼12時～1時、第2講堂。

1873年夏学期

「法哲学とヨーロッパ国家史」週4時間、即ち月・火・水・金曜日午前11時～12時、第2講堂。

「財政学」週5時間、昼12時～1時、第2講堂。

1873/74年冬学期

「国民経済学」週 5 時間、昼 12 時～1 時、第 2 講堂。

「行政理論」週 4 時間、即ち月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 2 講堂。

1874 年夏学期

「法哲学とヨーロッパ法史の基礎」月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 2 講堂。

「財政学」月・火・水・金・土曜日昼 12 時～1 時、第 2 講堂。

1874/75 年冬学期

「国民経済学」週 5 時間、木曜日を除く毎日昼 12 時～1 時、第 2 講堂。

「行政理論」週 4 時間、即ち月・火・水・金曜日昼 11 時～12 時、第 2 講堂。

1875 年夏学期

「法哲学とヨーロッパ法史の基礎」月・火・水・土曜日午前 11 時～12 時、第 2 講堂。

「財政学」週 5 時間、木曜日を除く毎日昼 12 時～1 時、第 2 講堂。

1875/76 年冬学期

「国民経済学」週 5 時間、即ち木曜日を除く毎日昼 12 時～1 時、第 2 講堂。

「行政理論」週 4 時間、即ち月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 2 講堂。

1876 年夏学期

「法哲学」週 4 時間、月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 2 講堂。

「財政学」週 5 時間、木曜日を除く毎日昼 12 時～1 時、第 2 講堂。

1876/77 年冬学期

「国民経済学」週 5 時間、木曜日を除く毎日昼 12 時～1 時、第 2 講堂。

「行政理論」週 4 時間、月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 2 講堂。

1877 年夏学期

「法哲学」週 4 時間、月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 2 講堂。

「財政学」週 5 時間、木曜日を除く毎日昼 12 時～1 時、第 2 講堂。

1877/78 年冬学期

「国民経済学」週 5 時間、木曜日を除く毎日昼 12 時～1 時、第 2 講堂。

「行政理論」週 4 時間、月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 2 講堂。

1878 年夏学期

「法哲学」週 4 時間、月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 2 講堂。

「財政学」週 5 時間、木曜日を除く毎日昼 12 時～1 時、第 2 講堂。

1878/79 年冬学期

「国民経済学」週 5 時間、木曜日を除く毎日昼 12 時～1 時、第 2 講堂。

「行政理論」週 4 時間、月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 2 講堂。

1879 年夏学期

「法哲学」週 4 時間、月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 II 講堂。

「財政学」週 5 時間、木曜日を除く毎週日昼 12 時～1 時、第 II 講堂。

1879/80 年冬学期

「国民経済学」週 5 時間、木曜日を除く毎日昼 12 時～1 時、第 II 講堂。

「行政理論」週 4 時間、月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 II 講堂。

1880 年夏学期

「法哲学」週 4 時間、月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 II 講堂。

「財政学」週 5 時間、木曜日を除く毎週日昼 12 時～1 時、第 II 講堂。

1880/81 年冬学期

「国民経済学」週 5 時間、木曜日を除く毎日昼 12 時～1 時、第 II 講堂。

「行政理論」週 4 時間、月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 II 講堂。

1881 年夏学期

「法哲学」週 4 時間、月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 II 講堂。

「財政学」週 5 時間、木曜日を除く毎週日昼 12 時～1 時、第 II 講堂。

1881/82 年冬学期

「国民経済学」週 5 時間、木曜日を除く毎日昼 12 時～1 時、第 II 講堂。

「行政理論」週 4 時間、月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 II 講堂。

1882 年夏学期

「法哲学」週 4 時間、月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 II 講堂。

「財政学」週 5 時間、木曜日を除く毎日昼 12 時～1 時、第 II 講堂。

1882/83 年冬学期

「国民経済学」週 5 時間、木曜日を除く毎日昼 12 時～1 時、第 II 講堂。

「行政理論」週 4 時間、月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 II 講堂。

1883 年夏学期

「法哲学」週 4 時間、月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 II 講堂。

「財政学」週 5 時間、木曜日を除く毎日昼 12 時～1 時、第 II 講堂。

1883/84 年冬学期

「国民経済学」週 5 時間、木曜日を除く毎日昼 12 時～1 時、第 XXII 講堂。

「行政理論」週 4 時間、月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 XXII 講堂。

1884 年夏学期

「法哲学」週 4 時間、月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 XXVIII 講堂。

「財政学」週 5 時間、木曜日を除く毎日昼 12 時～1 時、第 XXVIII 講堂。

1884/85 年冬学期

「国民経済学」週 5 時間、木曜日を除く毎日昼 12 時～1 時、第 XXVIII 講堂。

「行政理論」週 4 時間、月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 XXVIII 講堂。

1885 年夏学期

「法哲学」週 4 時間、月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、第 XXVIII 講堂。履修登録者 17 名、  
イェリネク (Georg Jellinek) への登録書き換え 9 名、登録取消者 9 名。

「財政学」週 5 時間、木曜日を除く毎日昼 12 時～1 時、第 XXVIII 講堂。履修登録者 14 名、メンガー  
(Carl Menger) への登録書き換え 13 名。

これ以後、講義活動を停止。1887 年 2 月 23 日定年退職。以後はウィーン近郊ヴァイトリンガウの  
別荘にて日本人相手に家庭教師を没年まで続ける。

以上の講義一覧を見ると、シュタインは「国民経済学」と「財政学」の講義を就任から退官まで  
一貫して担当していたことがわかる。国家学は 1862 年の「国家学史」を最後にそれ以後開講してい  
ない。その代わりに担当したのが「法哲学」と「行政理論」である。ただし、シュタインは「法哲  
学」をすでにキール大学で担当していたから、この科目で具体的にどのような内容を教えていたか  
が問題になる。国民経済学と財政学と行政理論については、シュタインはこの時代に数多くの著  
書・論文を公刊しているから、それらと対照させれば、おおよその講義内容は推察がつく<sup>(5)</sup>。しか  
し、法哲学については、1845 年にヴェルンケーニヒと共著で出版した『フランスの国家史と法史』  
全 3 巻 (うち第 3 巻「フランスの刑法と訴訟の歴史」を担当) の第二版を 1875 年に公刊した以外は、  
まとまった著作を出していないので、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州立図書館所蔵のシュタイ  
ン遺稿を解明する必要があるが、いまは今後の課題とせざるをえない。

## 2 ウィーン大学法学国家学部の教育課程とシュタイン講義

シュタインがウィーン大学で講義活動をしていた当時の法学国家学部の教育課程を見てみよう。

ウィーン大学法学国家学部の体制は、マリア・テレジアの時代の 1753 年に大きく改革された。法  
学国家学部は、国家公務員の養成機関 (Pflanzschule とか Beamtenmanufakturen と呼ばれた) で  
あると同時に学問的教養形成の源であることが期待された。1804 年から 1810 年頃の講義要項を見  
ると、5 年間の教育が課せられ、1 年次はまず法史と自然法、つづいて法学提要进行を学び、2 年次はパ  
ンデクテン (ローマ法学説纂) とローマ法典 (Codex)、およびローマ刑法を、3 年次はディゲス  
ト (ローマ法学説纂) と世襲領地法を、4 年次は教会法と国際法、一般国法、および封土法を、5  
年次は教会法 (Jus canonicum) と公法と法史復習講義を、それぞれ学ぶこととされている。1848  
年革命後の近代化に応じて 1855 年に教育文化大臣トゥーン・ホーエンシュタイン (Leo Graf von  
Thun-Hohenstein) が第二の教育改革に着手し、法学教育の充実がはかられた。4 時間単位の法学  
講義を 14 科目と、3 時間単位の哲学と歴史の講義 2 科目を 4 年間に履修することが義務づけられ  
た<sup>(6)</sup>。シュタインとの関係で言えば、とくに国民経済学、財政学、行政学がカリキュラムに採り入れ  
られたこと、また、それらが国家試験の受験科目に採用されたことが特筆に値する。その後の教育



改革として1873年9月の内閣告示によりゼミナールの設置が義務づけられ、法学ゼミにはローマ法とドイツ法など10のゼミが開設され、国家学ゼミには政治経済学（国民経済学と財政学）と統計学と国法（憲政法と行政法）ならびに国際法のゼミが開設された<sup>7)</sup>。したがって、シュタインがウィーン大学で講義をした時代は、1855年の学部近代化の出発からその定着までの時期とすることができる。

シュタインの講義科目一覧からもうかがえるように、当時の大学の講義は、授業時間が1時間で週日ほぼ毎日おこなわれている。木曜日は会議等のため講義がないが、土曜日にも授業がある。おもに午前中が多く、ときに朝7時からの授業もある。1875年以後は開講曜時限も不揃いになるが、1850年代はほぼ一定している。また、同一科目を複数同じ時間帯に置くようになる。19世紀初頭のヘーゲルの時代には、同じ時間帯に同一ないし類似科目を置くことは競争を意味したが、19世紀後半では、現在の大学で一般に見られる複数コース開講に近いものと思われる。もちろんその場合にも競争的要素はある。

シュタインが就任する前と後での違いを知るために、まず最初に就任前の教育課程から見ておきたい<sup>8)</sup>。

1845/46年冬学期は、第1年次用に「法学・政治学研究の百科全書概観」（毎日2時間）と「ヨーロッパ国家事情」（毎日1時間）、第2年次用に「ローマ民法」（毎日2時間）と「現行税制ならびに国家独占制度等に関する任意法」（毎日1時間）、第3年次用に「オーストリア民法」（毎日2時間）と「生存権」（毎日1時間）、第4年次用に「政治学」（毎日2時間）と「営業様式」（毎日1時間）が開講され、また、学年指定なしの特別講義として「差引勘定法」（毎日1時間半）、「ハンガリー民法・私法」（毎日1時間）、「一般鉱業法」（週3時間）、「法学的・官房学的算術」（週3時間）、「法医学」（週3時間）が開講されている。1849/50年夏学期は学年指定なしに8科目開講され、「法哲学について。人格と国家についての理論」（週5日各1時間半）、「法の哲学について」（週3日各1時間半）、「ローマ民法および債権論、家族法、相続法について」（毎日1時間半）、「ローマ刑法ならびに刑事訴訟法」（週2日各1時間半）、「オーストリア一般刑法、他のヨーロッパの刑事立法との比較」（毎日1時間半）、「オーストリア民法」（毎日1時間半）、「オーストリア商法・手形法」（週2日各1時間半）、「一般教会法ならびにオーストリア教会法」（毎日1時間半）となっている。両者の違いは、新入学期である冬学期と、第二学期である夏学期との違いに由来し、1840年代は一般にこれと大差がない。

ところが、1854/55年冬学期になると、開講科目数が一挙に増え、36科目となる。すなわち、「法学・国家学の百科全書と手引きならびに哲学的私法」「哲学的国際法」「国際法のためのプロレゴメナ」「統計理論と一般統計」「統計理論とオーストリア帝国の統計」「ドナウ川流域の統計的概観」「オーストリア刑法」「新刑事訴訟の制度と歴史」「刑事実習」「ローマ法」（2コース）「ローマ法典釈義演習」「ローマ法試験準備」「ローマ法提要」「オーストリア一般民法」（2コース）「民事訴訟手続き」「破産訴訟」「商法・手形法」「オーストリア手形法」「オーストリア民法史について」「学として

の政治入門」「国家信用とその利用」「オーストリア財政事情」「教会法」「教会資産について」「オーストリア行政事情」「オーストリア行政組織の叙述」「ドイツ帝国史ならびに法史」「法医学・法心理学」「鉱業百科ならびに鉱業経済理論」「鉱業法史」「ハンガリー私法」「国家会計学」(2コース)「商業帳簿について」がそれである。ローマ法とならんでオーストリア法が3倍以上に増えている。これは1854年の10月から始まる学期であるから、教育文化大臣トゥーン・ホーエンシュタインが1855年におこなった大規模な教育改革との直接的な関係は見られないはずであるが、そうした改革を準備する背景がすでにあったことを示唆するであろう。

シュタインは、1855年3月22日に教授に就任したが、開講は55/56年冬学期からである。それに先だつ55年の夏学期に初めて「国民経済学」と「財政学」という科目が開講され、ドヴォルザークが担当している。次の学期からこれらの科目をシュタインは担当することになるが、シュタインが就いたポストは、政治学担当のノヴァクがコレラで急死した後任ポストであった。シュタインを推挙したのはほかならぬ教育・文化大臣トゥーン・ホーエンシュタインであり、シュタインが担当した「国民経済学」「財政学」「統計学」を国家学の国家試験科目に加えたのも彼であった<sup>9)</sup>。

シュタインがウィーンで講義を始めた1855/56年冬学期の法学国家学部の開講科目数は36であり、ローマ法とオーストリア法が中心に位置することは変わらないが、行政理論が新しく加わっている点は特筆すべきであろう。すなわち、「国内行政政治(入門といわゆるポリツァイ学)」(毎日1時間)で、担当教員はシュトゥーベンラオホである。「国民経済学」はシュタインのほかに、ヒンゲナウが週に4回開講し、ドヴォルザークも「政治学入門」という科目の副題に「国民経済学と財政学」を挙げて毎日1時間開講している。

翌年の夏学期は、シュタインは「国家学入門」と「財政学」を担当し、ヒンゲナウは「国民経済学応用編」を週5時間開講している。1861年と63年の夏学期は、「法哲学」をシュタインのほかにエドラウアーも週5時間開講し、また1861/62年と62/63年の冬学期は、「国民経済学」をシュタインのほかにヒンゲナウも週4時間それぞれ開講している。「法哲学」は、ハイスラーも1865年夏学期に、アルタも1866年夏学期に、それぞれ担当している。アルタは、66年夏学期に「財政学」も担当し、また、66/67年冬学期には「国民経済学」と「オーストリア行政法学」「法哲学史」も担当している。したがって、両学期ともシュタインとまったく同じ科目を2人で担当したことになる。ハイスラーも、67年夏学期に「法哲学の立場でのプラトンの政治対話」と「法学・国家学百科」を担当しており、これもシュタインとほぼ同一科目である。こうした現象は、たんに受講生が増えたための増コースによるものなのか、あるいは全体的な学制改革によるものなのか、必ずしも明らかではないが、大規模な学制改革は1855年におこなわれたのち、1906年までおこなわれていないから、学生数の増加に伴う措置と思われる。しかしまた、それと同時に、トゥーン・ホーエンシュタインの肝いりで就任したシュタインの意向が強く反映しているのではないかとも思われる。この点について、さらに検証してみたい。

開講コース数がさらに増えたのは、1868/69年冬学期からである。52科目が開講されている。

1868年夏学期が33科目であるから、6割増しである。すなわち、「個別契約、私法」「ローマ法の歴史と提要」「法の起源についての対話解説」「ローマ民法」「ローマ法の提要と歴史」「学説彙纂実習」「主観的意味での法の一般理論」「学説彙纂 特殊部門(占有・所有等)」「学説彙纂釈義演習」「学説彙纂 債権法」「ドイツ帝国史ならびに法史」(4コース)「ドイツ私法」「古代近世刑法史」「オーストリアにおけるドイツ法の歴史」「近代の外オーストリア法史」「教会法(憲政論)」「教会法 第一部」「東洋教会法典」「オーストリア民法 第一部」「オーストリア私法(総論)」「オーストリア国家婚姻法」「オーストリア民法典の婚姻法」「商法と手形法」「鉱業法」「オーストリア刑法」「罪の転嫁と行刑についての刑事統計学的研究」「オーストリア民事訴訟」「オーストリア民事訴訟制度草案」「係争中の事件内外での民法上の手続き」「民法手続き入門」「ハンガリー私法」「平和時と戦争時でのヨーロッパ国際法」「刑法史」「一般比較国法」「行政法」(2コース)「オーストリア憲法と行政法」「自治理論」「ハンガリー国法」「国家学百科」「国民経済学」(3コース)「オーストリア財政事情」「ヨーロッパ統計綱要」「法医学と刑事心理学」「公衆衛生行政について シュタイン教授の教科書を基に」「法心理学」「国家会計学」がそれである。前学期までと比べると、ドイツ法に関する講義が増えたことと、同一科目の複数コース開講が目立つ。複数コースを開講した科目のうち「行政法」と「国民経済学」はシュタインが就任以来担当してきた科目であり、これらの科目の重要性が学部全体で確認されたと見なすことができる。

1869年夏学期から75/76年冬学期までの期間のカリキュラムを概観すると、シュタインが、冬学期に「法哲学」と「財政学」を、夏学期に「行政理論」と「国民経済学」を担当し、不定期にそれらの科目を他の教員も同時に開講するというかたちが定着していることがわかる。とくにカール・メンガーが加わることで、「財政学」と「国民経済学」が学部内で完全に定着し、さらに拡がりを見せるようになった<sup>(10)</sup>。

1876年夏学期から、シュタインが講義を停止する前年の1884年夏学期までの期間を見ると、上述したように、メンガーが、夏学期に「財政学」を週5時間、冬学期に「国民経済学」を週5時間担当し、経済学関連ではザックスが1876/77年冬学期に「国民経済政策を含む国民経済理論」(77/78年冬学期は「国民経済政策」)を担当し、また1880年夏学期からイェリネクが加わって「法哲学」が充実し、さらに1882/83年冬学期からイナマ・シュテルネグが「行政理論」を担当するなどして、シュタインがウィーンに来てから徐々に下地を築き上げてきたシュタイン独自の国家学体系、すなわち、法哲学・行政学・財政学・国民経済学を、シュタイン自身も含めて複数の教員が展開するという体制が整ったことがわかる。

シュタインの最終講義は1885年夏学期であるが、1884年夏学期と1884/85年冬学期は、シュタインが担当していた科目を、メンガーほか全部で7名の教員で担当している。しかも、定年退職間近であるとはいえシュタインの講義の履修者が複数コース開講により減ったわけではなく、むしろ絶頂とも言える状態<sup>(11)</sup>での複数コース開講である点に注意すべきである。

1884/85年冬学期は以下のような具合である。

「国民経済学」週 5 時間、木曜日を除く毎日昼 12 時～1 時、シュタイン。

「国民経済学」週 5 時間、木曜日を除く毎日昼 12 時～1 時、C・メンガー。

「国民経済学史」週 2 時間、水曜日午後 4 時～6 時、フィリポヴィッチ。

「国民経済学史」週 2 時間、水曜日午後 4 時～6 時、マターヤ。

「財政学」週 4 時間、木曜日と金曜日午後 4 時～6 時、R・マイアー。

「行政理論」週 4 時間、月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、シュタイン。

「行政理論」週 4 時間、月・火・水・金曜日午前 11 時～12 時、イナマ＝シュテルネグ。

「一般国家論（憲法と行政法）」週 5 時間、月・火・金曜日午前 8 時～9 時、木曜日午前 8 時～10 時、ルストカンドル。

さて、1885 年夏学期を最後にシュタインは大学の教壇を下りた。シュタインの講義履修者は、学期中にメンガーとイエリネクへの登録変更をおこなった。その後、「法哲学」担当にウルマンが新たに就任しただけで、シュタインが担当していた「法哲学」「財政学」「行政学」「国民経済学」は前年までと同じ教員が担当している。すなわち、1885/86 年冬学期は、「国民経済学」をメンガー、「財政学」を R・マイアー、「行政理論」をルストカンドルとイナマ＝シュテルネグが担当し、1886 年夏学期は、「法哲学」をウルマンとイエリネクとダンチャー、「財政学」をメンガー、「国民経済学」をマターヤが担当した。1886/87 年冬学期は、「国民経済学」をメンガーとグロス、「行政理論」をルストカンドルとダンチャーとイナマ＝シュテルネグが担当し、1887 年夏学期は、「法哲学」をウルマンとイエリネクとダンチャー、「財政学」をメンガー、「国民経済学」をグロスが担当した。以後、1890 年夏学期まで大きな変化はない。

### 3 小 括

本稿では、ウィーン大学におけるシュタインの学的活動を明らかにするために、まずウィーン大学講義要項を調査した。シュタインは、就任当初、キール大学時代同様に「国家学」の講義を始めたが、トゥーン・ホーエンシュタインによる学制改革直後ということもあって、国家学を国民経済学や行政理論、財政学によって具体化しようと試みた。それはまた、1852 年のシュタインの『国家学体系』の展開に沿うものであった。シュタインが切り開いたこれらの学科目は、ウィーン大学で徐々に定着し、1870 年代以後は複数コースが開講されるまでになった。しかし、ウィーン大学ないし学界の動向全体から見ると、実証法学が大勢を占め、行政学や財政学自体も実証主義的な傾向に染まりつつあるように見える<sup>(12)</sup>。のちにオーストリア学派ないしウィーン学派と呼ばれる経済学流派を形成するメンガーは、シュタインと同一科目を担当しているとは言え、その中身は大きく異なる。経済を人間の欲望度に求めるメンガーの経済学<sup>(13)</sup>はもはや国家学の一部門ではない。だが、そのことでむしろシュタインの経済学や財政学の特徴が浮き彫りになる。シュタイン『財政学教本』

復刻版に付された解説書冒頭で編者ハックスが、シュタインはメンガーらいわゆる「ウィーン学派」の限界効用論のミクロ経済分析とはまったく無縁で、もっぱら国家の役割ならびに国家と社会との関係がシュタインの中心問題であったと指摘した<sup>(14)</sup>ことは正しい。シュタインの『国民経済学教本』でも、個別経済よりも経済的諸階級の利害調整の問題が中心課題とされており、また『行政理論と行政法ハンドブック』でも行政と経済生活ならびに社会生活が重要な論点とされていることから、それは明らかである。しかし同時に、そのことを逆に見れば、シュタインが国民経済学や財政学、行政理論等を国家学体系のなかに位置づけて展開しようと努力したにもかかわらず、ウィーン大学では——そして学界全体においても——シュタインのこうした意向は、学科目だけを残して、その精神は受け継がれなかったことを意味する。それはなぜか。この問題を、経済学史ないし政治学から概観するのではなく、シュタインの国家学体系そのものから解明できないかというのが筆者の次の課題である。〈社会学としての国家学〉というシュタインの試みに、現代社会の思想史的分析に関わる筆者は、捨てきれぬ期待を保持するからである。

## 【註】

- 1 柴田隆行『シュタインの社会と国家——ローレンツ・フォン・シュタインの思想形成過程』御茶の水書房、2006年参照。
- 2 瀧井一博『ドイツ国家学と明治国制』ミネルヴァ書房、1999年、145～146ページ参照。
- 3 ウィーン大学公文書館所蔵の「履修登録票」をマイクロフィルムから読み取った数字。
- 4 Rudolf Bülick, Kieler Studenten im Vormärz, in: *Kieler Studenten im Vormärz*, hrsg. von Ludwig Andresen, Kiel 1940, S. 54f.
- 5 シュタインは『国民経済学教本』の副題に「講義と自分の研究に用いるために」と書いているからなおさらである。
- 6 ライター・ツァトロウカールによれば、トゥーン・ホーエンシュタインの改革は「学習の自由と学習の強制の混合物」である、というのも、4年間に144時間聴講するうちのくたつた>120時間から130時間が必修にあてられているのだから。Vgl. Ilse Reiter-Zatloukal, *Das Rechtsstudium an der Wiener Juristenfakultät von den Anfängen bis in die Gegenwart*, in: [www.univie.ac.at/juridicum.at/content/view/1028/124/1/0-8](http://www.univie.ac.at/juridicum.at/content/view/1028/124/1/0-8) (April 2005).
- 7 ウィーン大学法学国家学部の歴史については、前掲のネット情報のほか、Elisabeth Berger, *Das Studium der Staatswissenschaften in Österreich*, in: *Zeitschrift für Neuere Rechtsgeschichte*, 20. Jg. 1998 Nr.3/4. *Geschichte der Wiener Universität von 1848 bis 1898. Als Huldigungsfestschrift zum fünfzigjährigen Regierungsjubiläum seiner K.U.K. apostlischen Majestät des Kaisers Franz Josef I.*, herausgegeben vom Akademischen Senate der Wiener Universität, Wien 1898を参照した。
- 8 Vgl. *Öffentliche Vorlesungen an der K.K. Universität zu Wien Rechts- und staatswissenschaftliche Fakultät*. Vorlesungen, welche sowohl ordentlich wie außerordentlich von der k.k. Universität zu Wien im Studienjahr 18\*\* gehalten werden. なお、\*\*は各年度を指す。
- 9 Vgl. Elisabeth Berger, a.a.O., S. 184f. 前掲の Reiter-Zatloukalによれば、トゥーン・ホーエンシュタインは、啓蒙絶対主義を掲げるヨーゼフ主義に反対するカトリック保守派に属し、すべての教授ポストをカトリック保守で固めようとしたが、非学問的には保守主義だが学問的な自由を認める立場から、例外としてプロテスタントのシュタインを採用したという。
- 10 メンガーはジャーナリスト出身で、独学で経済学の研究を進めたため、「ウィーン大学での講義資格を得ようとしたが、経済学の主任教授であったローレンツ・フォン・シュタインは現物の校正刷りを実際に目で見

るまではメンガーのことは信じようとしなかった」し、その真価を認められるまでにはかなりの日数を要したという。また、「メンガーの講義は坦々としたもので、彼の教育者としての技倆はむしろ少人数のゼミナールでの学習や論文作成の指導において発揮されたと言われる」(八木紀一郎「解題」、メンガー著、安井琢磨・八木紀一郎訳『国民経済学原理』日本経済評論社、1999年、254と262ページ参照)。

- 11 先に記した通り、1884/85年冬学期のシュタイン担当「国民経済学」の履修登録者は263名、「行政理論」は240名であった。
- 12 Vgl. Wilhelm Brauner, Lorenz von Steins Wirken in Wien, in : *Studien I : Entwicklung des Öffentlichen Rechts*, Wien et al., 1994, S. 377-397.
- 13 Carl Menger, *Grundsätze der Volkswirtschaftslehre*, Wien 1871. とくにその第三章参照.
- 14 Herbert Hax, Lorenz von Steins "Lehrbuch der Finanzwissenschaft" zum Geleit, in : *Kommentarband zum Faksimile-Nachdruck der 1860 erschienenen Erstausgabe von Lorenz von Stein LEHRBUCH DER FINANZWISSENSCHAFT*, Düsseldorf 1998, S. 5.

本稿は、2004-05年度科学研究費補助金(基盤研究(C))ならびに2006年度東洋大学「特別研究」による研究助成金による研究成果の一部である。

本研究に際して、ウィーン大学公文書館(Archiv der Universität Wien)所蔵の資料を閲覧させていただいた。一言記して感謝申し上げる。

**【Abstract】**

## **Die Vorlesungen Lorenz von Steins in Wien**

Takayuki SHIBATA

In Wien lies Stein neben der Rechtsphilosophie die Volkswirtschaftslehre, Finanzwissenschaft sowie Verwaltungslehre vor. Diese Fächer wurden nach der neuen Studienordnung von 1855 eingeführt, die auf die Ideen des Unterrichtsministers, Leo Thun-Hohensteins, zurückzuführen war. Aber zugleich sind diese Wissenschaften die unerläßlichen Glieder und die Entwicklung des Systems der Staatswissenschaft Steins.

Ich danke dafür, dass ich manche Literaturen in dem Archiv der Universität Wien lesen konnte.